

報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 22 日

【照会先】

医薬食品局監視指導・麻薬対策課

課長補佐 湊岡 学(内線 2779)

課長補佐 藤沼 義和(内線 2781)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2436

「脱法ドラッグ」に代わる新呼称名を選定しました

厚生労働省は、警察庁とともに、いわゆる「脱法ドラッグ」について、これらが危険な薬物であるという内容にふさわしい呼称の御意見を募集いたしました。以下のとおり新呼称名を選定しましたので、公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

1. 新呼称名

危険ドラッグ (※ 応募数 102 件)

2. 選定理由

危険ドラッグ、危険薬物等「危険」を冠した呼称名が多かったことや、「危険ドラッグ」、「有害ドラッグ」等語尾に「ドラッグ」を用いた呼称名が多かったことから、双方の組み合わせである「危険ドラッグ」を「脱法ドラッグ」に代わる新呼称として選定しました。なお、「危険ドラッグ」自体も多くの方の支持を得ていました。

新呼称は、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示すものです。

※「麻薬」、「薬物」は、法令用語と重なるため使用を控えました。

3. 応募状況

(1) 意見募集期間

平成 26 年 7 月 5 日 (土) から 7 月 18 日 (金) までの間

(2) 応募数・応募作品数

	電子メール	郵送(はがき)	計
応募数	7,437	535	7,972
応募作品数	18,733	1,154	19,887

※ 応募数・応募作品数ともに、警察庁・厚生労働省の合計数。

※ 郵送(はがき)は、7月18日消印有効のため暫定値。

4 参考（その他応募作品）

○ 準麻薬	183 件	○ 違法ドラッグ	87 件
○ 廃人ドラッグ	140 件	○ 殺人ドラッグ	85 件
○ 危険薬物	123 件	○ 幻覚ドラッグ	85 件
○ 破滅ドラッグ	110 件	○ 錯乱ドラッグ	81 件
○ 有害ドラッグ	95 件		

いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策について

平成二十六年七月二十二日（火）閣議

厚生労働大臣 発言要旨

一 「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」を踏まえ、厚生労働省としては、指定薬物への迅速な指定、店舗への一斉合同立ち入り検査等による取締の徹底、指定薬物である疑いのある物品への検査命令及び販売停止命令の効果的な運用方法の検討などを行い、乱用薬物の根絶に向けた取組を徹底的に進めてまいります。

二 また、先ほど、国家公安委員会委員長から御発言がありましたように、「脱法ドラッグ」に代わる新たな名称について、警察庁と協議の上、「危険ドラッグ」を選定いたしましたので、私からも、後程、公表したいと

考えております。

閣僚各位におかれましては、一層のご協力をお願いいたします。